

いのち支える自殺対策計画(素案)について

第4章

いのち支える自殺対策計画（第2次）

素案

第4章 いのち支える自殺対策計画（第2次）

第1節 前計画の評価と課題

本市では、自殺対策基本法（以下、「基本法」という。）における市町村自殺対策計画として、平成31年（2019年）3月に「茨木市いのち支える自殺対策計画（以下、「市自殺対策計画」という。）」を策定しました。

また、基本法を踏まえて策定された自殺総合対策大綱や、大阪府自殺対策基本指針を踏まえ市自殺対策計画を推進してきました。

市自殺対策計画では、基本的な考え方のもと、自殺対策の推進の基盤となる基本施策や、本市の自殺の実態を踏まえた重点施策に取り組んできました。

基本的な考え方

- 1 生きることの包括的な支援として取り組む
- 2 関連施策と連携を強化して、総合的な対策を推進する
- 3 自殺対策の対応の段階に応じて、効果的な対策を推進する
- 4 こころの健康問題を市民一人ひとりの問題として取り組む
- 5 関係者の役割を明らかにし、関係者による連携・協働を推進する

基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

- 1 勤務問題にかかわる自殺対策の推進
- 2 高齢者の自殺対策の推進
- 3 生活困窮者支援と自殺対策の連動
- 4 こども・若者に関わる自殺対策の推進

庁内連携体制

基本施策・重点施策に基づいた関係各課の実施状況を把握し、取組の充実を図っている。

1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

地域におけるネットワークは、自殺対策推進の基盤となるものであり、自殺対策に特化したものだけではなく、地域に構築・展開されているあらゆるネットワーク等との連携を強化する取組を推進しました。

【取組】

① 庁内における推進体制の充実

- ・自殺対策推進会議における情報共有や関係課との連携（健康づくり課）

② 関係機関との連携

- ・自殺対策ネットワーク連絡会における、庁内外の関係機関との情報共有及び自殺対策の推進についての検討（健康づくり課）
- ・救急活動における、自殺リスクに関する部分の医療機関や警察との連携（救急救助課）

③ 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

- ・生きづらさや課題を抱える市民への、こども・若者や障害者の自立支援、生活困窮に関する支援等、関係課との連携を強化した支援の推進（福祉総合相談課、生活福祉課、障害福祉課、こども政策課、子育て支援課）

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策は、様々な分野の専門家や関係者だけではなく、市民も地域で自殺対策を支える重要な役割を担っていることから、ゲートキーパーの養成を兼ねた研修等を実施し、自殺対策を支える担い手、支え手となる人材を育成する取組を推進しました。

【取組】

①ゲートキーパーの養成

- ・市民に対するゲートキーパー養成講座の実施（健康づくり課）
- ・教育、福祉等関係職員に対するゲートキーパー養成講座の実施（健康づくり課）
- ・事業者、各種団体に対するゲートキーパー養成講座の実施（健康づくり課）

②職員研修の実施

- ・窓口や電話等で対応を行う職員に対する研修の実施（人事課）

(3) 市民への啓発と周知

市民が自殺対策への理解と関心を深められるよう、様々な機会を通じて相談機関等に関する情報提供を行うとともに、講演会の開催、自殺予防週間や自殺対策強化月間での重点的な啓発等の取組を推進しました。

【取組】

①自殺に対する正しい知識の普及啓発

- ・市広報誌やホームページを活用した、こころの健康に関する正しい知識についての普及・啓発（健康づくり課）
- ・自殺予防週間や自殺対策強化月間における重点的な啓発活動（人権・男女共生課、健康づくり課）

②相談窓口の周知

- ・市や保健所等のこころの健康相談窓口についての周知（健康づくり課）

③講演会等の実施

- ・様々な関係機関と連携した、こころの健康に関する講座や啓発イベントの実施（人権・男女共生課、健康づくり課）
- ・自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ、依存症等についての講演会等の実施（人権・男女共生課、地域福祉課、福祉総合相談課、こども政策課、子育て支援課）

(4) 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ったときに、自殺に追い込まれる可能性が高まるとされていることから、「生きることの促進要因」の強化につながる様々な取組を推進しました。

【取組】

①自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援

- ・地域における、市民が集い、交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について相談できる場の提供（地域福祉課、福祉総合相談課、健康づくり課、長寿介護課、こども政策課、子育て支援課）
- ・電話や面接等でのこころの健康に関する相談の実施（健康づくり課）
- ・DVやハラスメント等について相談できる場の情報提供及び支援者向けのゲートキーパーの養成（人権・男女共生課、健康づくり課）

②妊産婦への支援の充実

- ・妊娠、出産、育児に関する相談の実施及び産後うつ等の予防や対応についての支援の実施（子育て支援課）
- ・地域において安全、安心に子育てをするための、切れ目のない支援の強化（子育て支援課）
- ・支援が必要な妊産婦への適切な支援の実施（子育て支援課）

③遺された人への支援

- ・NPO団体等、民間団体の相談や支援機関の周知（健康づくり課）
- ・継続的な支援につながるような、情報共有及び関係機関との連携（健康づくり課）

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策「こども・若者に関わる自殺対策の推進」で取組を実施しました。（●ページを参照）

2 重点施策

(1) 勤務問題に関わる自殺対策の推進

ワーク・ライフ・バランスの考え方のもと、勤務問題による自殺リスクを減少させるために、健康に働き続けられる職場環境づくりを促進し、企業や民間団体とも連携した取組を推進しました。

【取組】

①勤務問題による自殺リスクの軽減

- ・ワーク・ライフ・バランスの大切さについての周知及び啓発の実施（人事課、商工労政課）
- ・適度な運動や良質な睡眠をとり心身の健康を保つことができるよう、市民の健康づくりと連携した取組の実施（健康づくり課）
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進や社内環境整備に向けた取組としての、市内の事業所を対象にした認定制度の実施（商工労政課）

②職場におけるメンタルヘルス対策

- ・ストレスチェックの実施及び高ストレス者への支援の実施（人事課）
- ・メンタルヘルスに関する研修の実施（人事課）
- ・長時間労働に対する指導や対応の実施、ならびにハラスメント防止のため、労働者や経営者に対する啓発資料の配布及びセミナー等の開催（人事課、商工労政課）
- ・市内事業所等に対する、メンタルヘルスやワーク・ライフ・バランスの周知及び啓発の実施（商工労政課）
- ・教職員の業務負担を軽減するため、小中学校への非常勤職員の配置、スクールカウンセラーの派遣を通じた児童・生徒の育成体制の強化や、地域の人材を活用した部活動の推進（学校教育推進課）

(2) 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、家族との死別や離別、病気をきっかけに孤立や介護、生活困窮者等の複合的な問題を抱え込みがちであり、また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れがあるため、高齢者とその支援者が生きがいを感じられる地域づくりにつながる取組を推進しました。

【取組】

① 高齢者の居場所づくり

- ・コミュニティデイハウス事業等の整備（長寿介護課）
- ・いきいき交流広場の新規拡充（地域福祉課）
- ・大規模災害に備えて、要配慮者が避難所等で安全・安心な生活を確保できるよう支援を実施（危機管理課、地域福祉課、福祉総合相談課、健康づくり課、長寿介護課）

② 高齢者の社会参加の促進

- ・高齢者活動支援センターを中心とした、高齢者の就労支援や社会参加、活動の場の提供（地域福祉課）
- ・多世代交流センターなどにおける世代間交流活動（地域福祉課、こども政策課、子育て支援課）

③ 介護者への支援

- ・介護負担軽減のため、必要なサービス利用へつなげる（福祉総合相談課、障害福祉課、長寿介護課）

④ 支援者の気づき力を高める

- ・認知症サポーター養成講座等の実施（福祉総合相談課）
- ・ゲートキーパーとして適切な関わりや役割が担えるよう、関係機関の職員や家族等に対する支援を実施（健康づくり課）

⑤ 相談体制の充実

- ・地域包括支援センター等、身近な場所における相談体制を充実し、必要に応じて医療機関や専門機関等につなげる（市民生活相談課、福祉総合相談課、生活福祉課、健康づくり課）

⑥ 関係機関等との連携

- ・うつや認知症などの高齢者を早期発見、早期対応できるよう、認知症サポーターや認

- 知症初期集中支援チーム等関係機関等と連携した取組の実施（福祉総合相談課）
- ・地域での見守りが必要な高齢者やその家族に対する、民生委員や地域包括支援センターなど関係機関と連携した、包括的・継続的な支援の実施（地域福祉課、福祉総合相談課）
 - ・高齢者虐待についての、警察や保健所など関係機関と連携した必要な支援の実施（福祉総合相談課）

(3) 生活困窮者支援と自殺対策の連動

自殺リスクの高い、生きづらさや課題を抱える生活困窮者に対し、関係機関と連携した支援を提供するための体制づくりを推進しました。

【取組】

① 生きることの包括的支援

- ・生活困窮者自立相談支援機関(くらしサポートセンター『あすてっぷ茨木』)等における、生活困窮者の早期発見及び支援の実施(福祉総合相談課)
- ・生活保護制度をはじめとした生活困窮者への様々な支援の実施(生活福祉課)
- ・生活に複雑な課題を抱える人に対する、個々の状況に応じた柔軟な支援の実施(福祉総合相談課、生活福祉課)
- ・生活困窮者のこどもに対する、学習・生活支援事業等の実施(福祉総合相談課、こども政策課)

② 就労支援

- ・就労に課題を抱える生活困窮者等に対する支援(就労訓練、職場実習等)の実施(福祉総合相談課)

③ 相談体制の充実

- ・生活に困ったときに相談することができる市の相談機関の活用に加え、公共職業安定所(ハローワーク)や社会福祉協議会など各支援機関等との連携による相談体制の充実(市民生活相談課、人権・男女共生課、福祉総合相談課)
- ・生活困窮者が多様かつ複雑な課題を抱えていることを理解し、対象者の特性に応じた柔軟な支援に努める(福祉総合相談課、生活福祉課)

④ 関係機関との連携

- ・生活困窮者等への支援を総合的かつ効果的に実施するための、税・保険料等の債権担当窓口、子育て・人権・教育などの相談窓口など関係課と連携した全庁的な取組の推進(福祉総合相談課)
- ・フードバンクなど民間の関係団体や、電気・ガス・水道などのライフライン事業者等と連携し、生活困窮者を支援するため効果的な事業実施を検討(福祉総合相談課)

(4) こども・若者に関わる自殺対策の推進

こども・若者に対する自殺対策は、将来の自殺リスクを低減させることにもつながり、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指す上で、きわめて重要となることから、学校における教育の充実や、気軽に相談することができる体制整備に向けた取組を推進しました。

【取組】

①SOSの出し方に関する教育の実施

- ・SOSの出し方に関する教育の実施に向けた環境づくりに努める(学校教育推進課)
- ・親や身近な大人がSOSを受け止められるよう、関係機関と連携した保護者等への支援や相談体制を強化する(子育て支援課、社会教育推進課)

②こども・若者の居場所づくり

- ・放課後こども教室等、こどもが安心できる環境を整える(こども政策課、保育幼稚園総務課、社会教育振興課、学童保育課)
- ・こども食堂等、地域における居場所づくりを継続運営・拡充できるよう支援を実施(こども政策課)
- ・こども・若者に対して、ユースプラザなどにおいて、居場所づくりや社会経験の場を提供する(こども政策課)

③児童・生徒等のこころのケアの充実

- ・児童・生徒や若者とその保護者が気軽に相談できるように、支援者の理解促進と支援体制の強化を図る(福祉総合相談課、健康づくり課、こども政策課、保育幼稚園総務課、学童保育課、学務課、社会教育振興課、学校教育推進課、教育センター)
- ・いじめを発見した場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を活用するとともに、教育委員会・警察・こども家庭センター等と連携し、適切な措置及び対策を講じる(学校教育推進課)
- ・不登校について、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を実施する(学校教育推進課、教育センター)
- ・災害時等においても、日常の相談事業を活用し、児童・生徒等のこころの安定を図るためのサポート体制を充実する(健康づくり課、こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、学務課、社会教育振興課、学校教育推進課、教育センター)

④大学との連携

- ・市内大学と連携し、学生に対するこころの健康づくりの取組を実施する(健康づくり課)
- ・学生に対する相談機関の周知(健康づくり課)

- ・大学職員に対するゲートキーパー養成講座等の実施(健康づくり課)
- ・大学生に対する効果的な支援方法について、自殺対策ネットワーク連絡会において検討(健康づくり課)

⑤関係機関との連携

- ・不登校やひきこもりなど生きづらさを抱えるこども・若者や、特別な配慮が必要な児童・生徒に対して、教育センター、こども・若者自立支援センター、こども家庭センター、医療機関等、関係機関との連携を通じて、継続的な支援を実施する(福祉総合相談課、健康づくり課、こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、学童保育課、学務課、社会教育振興課、学校教育推進課、教育センター)

3 事業の達成状況

基本施策及び重点施策において実施してきた各事業について、令和4年度の実施状況に基づき達成度の評価を実施しました。(表1)

その結果、●●事業中、達成度Aが●●事業、達成度Bが●●事業であり、全体の●割以上が概ね目標を達成していることから、各事業は順調に進捗してきたと考えます。(各事業の概要や実績等については、資料編●ページに掲載。)

表1 各事業の達成状況

達成度の評価区分
A:順調に進行(事業の効果があった)、B:おおむね順調に進行(事業を計画通り実施した)、
C:進行にやや遅れ(事業計画の5割程度にとどまった)、D:進行に大幅な遅れ(事業計画の5割以下となった)

基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化						
取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
庁内における推進体制の充実	自殺対策推進会議における情報共有や関係課との連携	1	1	0	0	0
関係機関との連携	自殺対策ネットワーク連絡会における、庁内外の関係機関との情報共有及び自殺対策の推進についての検討	1	1	0	0	0
	救急活動における、自殺リスクに関する部分の医療機関や警察との連携	1	1	0	0	0
特定の問題に関する連携・ネットワークの強化	生きづらさや課題を抱える市民への、子ども・若者や障害者の自立支援、生活困窮に関する支援等、関係課との連携を強化した支援の推進	5	3	2	0	0

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成						
取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
ゲートキーパーの養成	市民に対するゲートキーパー養成講座の実施	1	1	0	0	0
	教育、福祉等関係職員に対するゲートキーパー養成講座の実施	1	1	0	0	0
	事業者、各種団体に対するゲートキーパー養成講座の実施	1	1	0	0	0
職員研修の実施	窓口や電話等で対応を行う職員に対する研修の実施	1	0	1	0	0

基本施策3 市民への啓発と周知						
取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
自殺に対する正しい知識の普及啓発	市広報誌やホームページを活用した、こころの健康に関する正しい知識についての普及・啓発	1	1	0	0	0
	自殺予防週間者自殺対策強化月間における重点的な啓発活動	2	1	1	0	0
相談窓口の周知	市や保健所等のこころの相談窓口についての周知	1	0	1	0	0
講演会等の実施	様々な関係機関と連携した、こころの健康に関する講座や啓発イベントの実施	2	1	1	0	0
	自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ、依存症等についての講演会等の実施	5	1	4	0	0

基本施策4 生きることの促進要因への支援						
取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援	地域における、市民が集い、交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について相談できる場の提供	5	2	3	0	0
	電話や面接等でのこころの健康に関する相談の実施	1	1	0	0	0
	DVやハラスメント等について相談できる場の情報提供及び支援者向けのゲートキーパーの養成	2	0	2	0	0
妊産婦への支援の充実	妊娠、出産、育児に関する相談の実施及び産後うつ等の予防や対応についての支援の実施	1	0	1	0	0
	地域において安全、安心に子育てをするための、切れ目のない支援の強化	2	0	2	0	0
	支援が必要な妊産婦への適切な支援の実施	1	0	1	0	0
遺された人への支援	NPO団体等、民間団体の相談や支援機関の周知	1	0	1	0	0
	継続的な支援につながるような、情報共有及び関係機関との連携	1	0	1	0	0

重点施策

重点施策1 勤務問題に関わる自殺対策の推進						
取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
勤務問題による自殺リスクの軽減	ワーク・ライフ・バランスの大切さについての周知及び啓発の実施	2	1	1	0	0
	適度な運動や良質な睡眠をとり心身の健康を保つことができるよう、市民の健康づくりと連携した取組の実施	1	0	1	0	0
	ワーク・ライフ・バランスの推進や社内環境整備に向けた取組としての、市内の事業所を対象にした認定制度の実施	1	0	1	0	0
職場におけるメンタルヘルス対策	ストレスチェックの実施及び高ストレス者への支援の実施	1	1	0	0	0
	メンタルヘルスに関する研修の実施	1	1	0	0	0
	長時間労働に対する指導や対応の実施、ならびにハラスメント防止のため、労働者や経営者に対する啓発資料の配布及びセミナー等の開催	2	0	2	0	0
	市内事業所等に対する、メンタルヘルスやワーク・ライフ・バランスの周知及び啓発の実施	1	0	1	0	0
	教職員の業務負担を軽減するため、小中学校への非常勤職員の配置、スクールカウンセラーの派遣を通じた児童・生徒の育成体制の強化や、地域の人材を活用した部活動の推進	1	1	0	0	0

重点施策2 高齢者の自殺対策の推進						
取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
高齢者の居場所づくり	コミュニティデイハウス事業等の整備	1	0	1	0	0
	いきいき交流広場の新規拡充	1	0	1	0	0
	大規模災害に備えて、要配慮者が避難所等で安全・安心な生活を確保できるよう支援を実施	5	1	4	0	0
高齢者の社会参加の促進	高齢者活動支援センターを中心とした、高齢者の就労支援や社会参加、活動の場の提供	1	0	1	0	0
	多世代交流センターなどにおける世代間交流活動	3	0	3	0	0
介護者への支援	介護負担軽減のため、必要なサービス利用へつなげる	3	0	3	0	0
支援者の気づき力を高める	認知症サポーター養成講座等の実施	1	0	0	1	0
	ゲートキーパーとして適切な関わりや役割が担えるよう、関係機関の職員や家族等に対する支援を実施	1	0	1	0	0

取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
相談体制の充実	地域包括支援センター等、身近な場所における相談体制を充実し、必要に応じて医療機関や専門機関等につなげる	4	2	2	0	0
関係機関等との連携	うつや認知症などの高齢者を早期発見、早期対応できるよう、認知症サポーターや認知症初期集中支援チーム等関係機関等と連携した取組の実施	1	0	1	0	0
	地域での見守りが必要な高齢者やその家族に対する、民生委員や地域包括支援センターなど関係機関と連携した、包括的・継続的な支援の実施	2	0	2	0	0
	高齢者虐待についての、警察や保健所など関係機関と連携した必要な支援の実施	1	0	1	0	0

重点施策3 生活困窮者支援と自殺対策の連動						
取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
生きることの包括的支援	生活困窮者自立相談支援機関(くらしサポートセンター『あすてっぴ茨木』)等における、生活困窮者の早期発見及び支援の実施	1	0	1	0	0
	生活保護制度をはじめとした生活困窮者への様々な支援の実施	1	1	0	0	0
	生活に複雑な課題を抱える人に対する、個々の状況に応じた柔軟な支援の実施	2	1	1	0	0
	生活困窮者のこどもに対する、学習・生活支援事業等の実施	2	1	1	0	0
就労支援	就労に課題を抱える生活困窮者等に対する支援(就労訓練、職場実習等)の実施	1	1	0	0	0
相談体制の充実	生活に困ったときに相談することができる市の相談機関の活用に加え、公共職業安定所(ハローワーク)や社会福祉協議会など各支援機関等との連携による相談体制の充実	3	1	2	0	0
	生活困窮者が多様かつ複雑な問題を抱えていることを理解し、対象者の特性に応じた柔軟な支援に努める	2	1	1	0	0
関係機関等との連携	生活困窮者等への支援を総合的かつ効果的に実施するための、税・保険料等の債権担当窓口、子育て・人権・教育などの相談窓口など関係課と連携した全庁的な取組の推進	1	0	1	0	0
	フードバンクなど民間の関係団体や、電気・ガス・水道などのライフライン事業者等と連携し、生活困窮者を支援するため効果的な事業実施を検討	1	0	1	0	0

重点施策4 こども・若者に関わる自殺対策の推進						
取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
SOSの出し方に関する教育の実施	SOSの出し方に関する教育の実施に向けた環境づくりに努める	1	1	0	0	0
	親や身近な大人がSOSを受け止められるよう、関係機関と連携した保護者等への支援や相談体制を強化する	2	0	2	0	0
こども・若者の居場所づくり	放課後こども教室等、こどもが安心できる環境を整える	4				
	こども食堂等、地域における居場所づくりを継続運営・拡充できるよう支援を実施	1	0	1	0	0
	こども・若者に対して、ユースプラザなどにおいて、居場所づくりや社会経験の場を提供する	1	0	1	0	0
児童・生徒等のこころのケアの充実	児童・生徒や若者とその保護者が気軽に相談できるように、支援者の理解促進と支援体制の強化を図る	9	5	4	0	0
	いじめを発見した場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を活用するとともに、教育委員会・警察・こども家庭センター等と連携し、適切な措置及び対策を講じる	1	1	0	0	0
	不登校について、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を実施する	2	2	0	0	0
	災害時等においても、日常の相談事業を活用し、児童・生徒等のこころの安定を図るためのサポート体制を充実する	8				
大学との連携	市内大学と連携し、学生に対するこころの健康づくりの取組を実施する	2	0	1	0	0
	学生に対する相談機関の周知	1	0	1	0	0
	大学職員に対するゲートキーパー養成講座等の実施	1	0	0	1	0
	大学生に対する効果的な支援方法について、自殺対策ネットワーク連絡会において検討	1	0	1	0	0
関係機関との連携	不登校やひきこもりなど生きづらさを抱えるこども・若者や、特別な配慮が必要な児童・生徒に対して、教育センター、こども・若者自立支援センター、こども家庭センター、医療機関等、関係機関との連携を通じて、継続的な支援を実施する	10	4	6	0	0

4 目標の達成状況

自殺総合対策大綱¹の目標から算出した自殺死亡率²の目標値について、前計画期間においては、令和元年（2019年）及び令和3年（2021年）は約11.0と近似値となりましたが、令和2年（2020年）及び令和4年（2022年）においては増加し、達成することができていません。

また、前計画期間の令和元年（2019年）から4年（2022年）までの平均値は、約12.11であり、平成27年（2015年）と比較すると減少しています。

計画の進行管理につきましては、自殺対策推進会議において状況を報告し、意見・提案を受け、評価を実施してきました。

	平成27年 (2015年) 〈基準値〉	令和4年 (2022年) 〈現状値〉	令和5年 (2023年) 〈目標値〉	目標の考え方
自殺死亡率	13.3	13.4	10.3	国の「自殺総合対策大綱」の目標から算出

※ 自殺死亡率の計画期間の平均値（令和元年～4年）：12.11

※ 自殺統計の基礎資料等は、各年1月から12月までの統計となります。

※ 第3次大綱に自殺対策の数値目標として、「平成38年までに平成27年と比べて30%以上減少」を目指すこと盛り込まれた。

5 今後の課題

自殺の現状では、若年層について近年自殺者数が増加傾向にあり、また、大阪府が行った調査において、「本気で自殺をしたいと考えたことがある」「自殺未遂の経験がある」と回答した割合が他の世代より高いことなどから、若者への自殺対策の推進が必要です。

また、自殺の背景には様々な社会的要因が複雑に関係しており、社会経済情勢の変化等に応じて必要な支援を行えるよう、孤独・孤立対策など関連施策との連携強化を進める必要があります。

¹ 自殺総合対策大綱

平成19年（2007年）6月に初めての大綱が策定された後、一部改正や見直しが行われ、令和4年（2022年）10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定された。

² 自殺死亡率

人口で除し、10万人当たりの数値に換算したもの。

本市においても、計画策定後の自殺の状況（内訳）から、働き世代・若年者の自殺者数が増加傾向にあります。また、原因・動機別の状況では、健康・経済生活・勤務・学校が多い傾向にあり、働き世代・若年者への自殺対策の推進が必要です。

また、今後も社会情勢の急激な変化が生じることを想定し、関連施策や関連機関との連携強化をすすめ、市域全体で自殺リスクを低下させる取り組みが必要です。

第2節 いのち支える自殺対策計画（第2次）

1 計画策定・見直しの趣旨

我が国においては、平成18年（2006年）に「自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下、「基本法」という。）」を制定し、基本法を踏まえて「自殺総合対策大綱（以下、「大綱」という。）」を策定しました。

大阪府では、基本法や大綱を踏まえ、平成24年（2012年）に「大阪府自殺対策基本指針（以下、「基本指針」という。）」を策定し、「大阪府自殺対策審議会（以下、「審議会」という。）」を設置し、総合的に自殺対策を進めました。

本市では、基本法に基づき平成22年2月に「自殺予防対策ネットワーク³」を設置、平成31年（2019年）3月に基本法第13条第2項に基づき「茨木市いのち支える自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進してきました。

さらに、令和4年（2022年）10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、大阪府では令和5年3月に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし「大阪府自殺対策計画」が策定されました。

本市におきましても、このような状況を踏まえ、これまで進めてきた基本施策や重点施策等を見直し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、自殺対策を総合的かつ効果的に進めていくために「いのち支える自殺対策計画（第2次）」を策定することとしました。

2 基本理念

自殺対策基本法第2条に基づき「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざして、自殺対策を総合的に推進します。

3 計画の期間

自殺総合対策大綱では、おおむね5年を目途に見直しを行うとされていますが、総合保健福祉計画（第3次）に新たに位置付けることから、総合保健福祉計画の計画の期間に準ずるものとします。

³ 自殺予防対策ネットワーク連絡会

平成30年（2018年）7月から「自殺対策ネットワーク連絡会」に名称変更した。

4 基本的な認識

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけではなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして、捉える必要があります。

自殺に至った人の直前のころの健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになってきています。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」と言え、このことを社会全体で認識するよう改めて徹底し、誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地のよい社会」を創っていく必要があります。

(2) 自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、市域全体で対策を推進する

本市の自殺者数は、前期計画の策定前よりは減少傾向でしたが、令和2年には全国・府と同様に、前年を上回る結果となりました。その背景として、大綱では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が深刻化したことなどを挙げられています。

このため、いのち支える自殺対策推進センター⁴から提供される「地域自殺対策政策パッケージ」や「地域自殺実態プロファイル」などを踏まえ、地域の特性に応じた自殺の実態について情報収集等を行うとともに、自殺は「社会の問題」として、国や府、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、一体となり自殺対策を進める必要があります。

なお、対策の実施にあたっては、自殺者及び自殺未遂者並びにその家族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮するものとします。

⁴ いのち支える自殺対策推進センター

令和2年(2020年)4月1日「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づく厚生労働大臣指定法人、JSCPと略す。

5 基本的な方針

(1) 生きることの包括的な支援として取組む

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であることから、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

(2) 市民一人ひとりの問題として取組む

市民一人ひとりが、こころの健康問題の重要性を認識するとともに、自らのこころの不調に気づき、適切に対処できるよう幼少期から老年期まで生涯を通じたこころの健康づくりに取組みます。

また、精神疾患等によりこころの健康問題を抱えて死にたいと考えている人は、何らかの自殺のサインを発していることが多いことから、全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、見守っていくための取組みを進めます。

(3) 社会的要因を踏まえて取組む

自殺は、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など様々な要因が背景となっており、長時間労働、失業、倒産、多重債務等の社会的要因による自殺については、制度、慣行の見直しや相談支援体制の整備などの社会的な取組みにより防ぐことが可能です。

また、一見、個人の問題と考えられる要因であっても、専門家への相談や精神疾患等の治療などにより解決できる場合もあることから、自殺に至る悩みを引き起こす様々な要因に対し、適切に介入できるよう取組みます。

(4) 対応の段階に応じた効果的な対策に取り組む

自殺対策は、以下の段階ごとに効果的な施策を講じることとします。

- ① 事前対応：心身の健康の保持増進についての取組み、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及啓発など、自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと
- ② 危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危機に介入し、自殺を発生させないこと
- ③ 事後対応：自殺や自殺未遂が生じた場合に、家族や学校の児童・生徒など、周囲に与える影響を最小限にとどめ、新たな自殺を防ぐとともに、遺族等にも支援を行うこと

また、学校において、自殺の事前対応の更に前段階での取組として、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの援助希求行動について、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。

(5) 自殺の実態に基づき継続的に取り組む

市内の自殺の状況を踏まえ、自殺対策を総合的に推進していくため、厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」や、「地域自殺対策政策パッケージ」及び「地域自殺実態プロファイル」の情報に基づき、自殺の原因・動機など自殺の傾向・実態を把握し、地域の実情に応じた効果的な対策を推進する必要があります。

また、様々な取組みの中には、直ちに効果が表れない場合もあることから、中長期的な視点に立って継続的に実施することとします。

(6) 関連施策との有機的な連携を強化して取り組む

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組みが重要であり、生活困窮者自立支援制度や孤独・孤立対策、こどもへの支援策といった各種施策との連携を図るとともに、支援に携わる者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有するよう取組みを進める必要があります。

(7) 関係団体、民間団体等との連携・協働に取り組む

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や府、保健所、医療機関、関係団体、民間団体、企業等と連携・協働し、自殺対策を推進する必要があります。

地域社会で暮らす私たち一人ひとりが、それぞれできる取組を進めていくことが重要です。

6 重点施策

- 【重点施策1】社会的な取組みで自殺対策を推進する
- 【重点施策2】関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する
- 【重点施策3】市民のこころの健康づくりを推進する
- 【重点施策4】自殺対策に関わる人材の育成を推進する
- 【重点施策5】こども・若者の自殺対策を推進する
- 【重点施策6】地域レベルの実践的な取組みを推進する
- 【重点施策7】市民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- 【重点施策8】精神保健福祉サービスを推進する

7 目標値

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、「計画期間中、市内の自殺者数の減少傾向を維持する」ことを目標とします。

指標は、大綱の数値目標を参考とします。

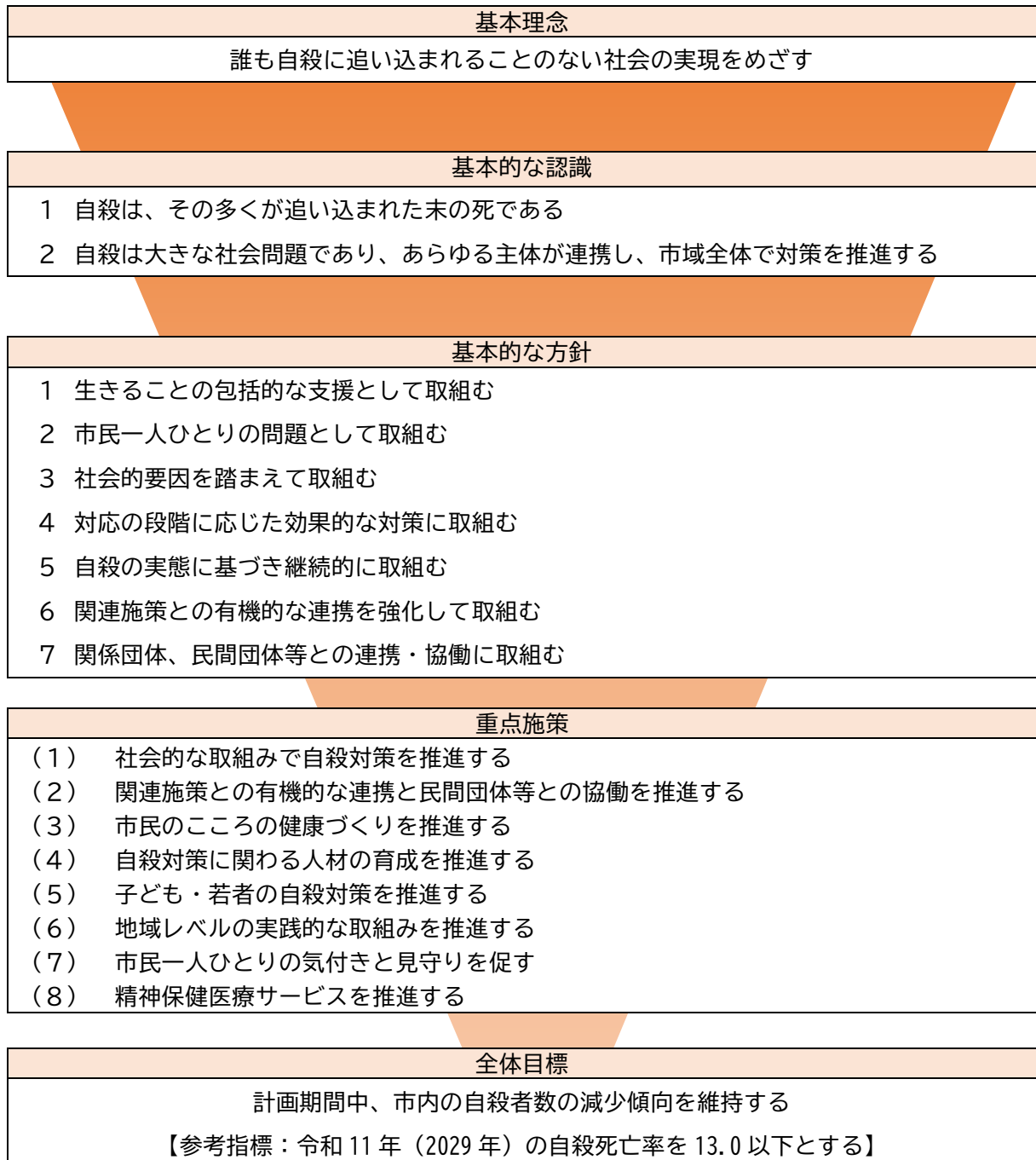
目標：計画期間中、市内の自殺者数の減少傾向を維持する

【参考指標：令和11年（2029年）の自殺死亡率を13.0以下とする】

8 施策体系

基本理念、基本的な認識及び基本的な方針に基づく全体の施策体系は以下のとおりです。

《施策体系図》



9 総合保健福祉計画との関連

総合保健福祉計画の基本目標と、いのち支える自殺対策計画の重点施策の位置づけは以下のとおりです。

自殺対策計画は、関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開が必要なことから、総合保健福祉計画に位置付けるものです。

- 基本目標1 お互いにつながり支え合える
 - 重点施策1 社会的な取組で自殺対策を推進する
 - 重点施策2 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する

- 基本目標2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる
 - 重点施策3 市民のこころの健康づくりを推進する

- 基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる
 - 重点施策4 自殺対策に関わる人材の育成を推進する

- 基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される
 - 重点施策5 子ども・若者の自殺対策を推進する

- 基本目標5 情報を活かして、安全、安心に暮らせる
 - 重点施策6 地域レベルの実践的な取組を推進する
 - 重点施策7 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 基本目標6 持続可能な社会保障を推進する
 - 重点施策8 精神保健医療サービスを推進する

基本目標1 お互いにつながり支え合える

施策（1）社会的な取組みで自殺対策を推進する（【重点施策1】）

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、様々な社会的要因が複雑に関係していることから、これらの要因に対する支援を充実させる必要があることに加え、自殺未遂者や自死遺族支援の観点からも、各相談窓口等において適切な支援が行えるよう、庁内の連携強化を図る必要があります。

誰も自殺に追い込まれることがないよう、自殺の背景にある様々な社会的要因に対して社会全体の自殺リスクを低下させる取組を推進します。

【主な取組】

① 地域における相談体制の整備

- こころの悩みや不安がある人に対して、相談等におけるきめ細やかな支援を実施するとともに、気軽に相談できるよう相談窓口の情報等の分かりやすい発信を行います。
- 多様かつ複合的な課題のある生活困窮者の早期把握に努め、個々の状況に応じた相談支援や就労支援を実施します。また、被生活保護世帯に対する生活状況の把握とともに適切な支援を実施します。
- 職場におけるハラスメント防止対策やメンタルヘルス⁵対策の充実を図るため、その周知・啓発、相談窓口の設置、適切な支援を実施します。
- 地域の専門相談支援機関が、自殺や精神疾患についての正しい知識を持ち、悩みや自殺のサインに気づき、必要な関係機関と適切な連携が図れるよう適切な情報提供を行います。
- 固定的な性別役割分担意識等による、様々な不安や悩み等に関する男女共同参画の視点からの相談支援を行います。
- 自死遺族等に対する相談支援に努め、自助グループ等に関する情報提供や必要に応じて各種相談窓口との連携を図ります。

② 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援

- 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な支援を図るため、子ども家庭センターや市担当部署、警察等が相互に情報を共有し連携

⁵ メンタルヘルス

厚生労働省は平成18年（2006年）に労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進している。

します。

- 性犯罪・性暴力被害者に対する相談体制の充実を進めるとともに、被害者の心情に配慮した相談支援機関との連携を図ります。

③ 孤独・孤立対策

- 孤独・孤立の状態にある人や、陥る可能性のある人が地域住民等とつながり、必要な支援につながるよう市担当部署や専門相談支援機関と連携して取組を実施します。
- ひきこもりの状態にある人に対して、孤立を防ぐ居場所づくりやひきこもりに関する専門相談などの支援を実施します。

④ 自殺未遂者及びその家族等に対する支援

- 自殺未遂者の名誉や生活の平穏に配慮しつつ、自殺未遂の背景となった問題を解決するための包括的な支援を実施します。

施策（2）関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する
（【重点施策2】）

自殺対策を総合的に推進するため、生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連施策との有機的な連携や、自殺対策に取組む民間団体等と協働し、効果的・効率的な対策を推進します。

【主な取組】

(1) 庁内・庁外における連携

- 茨木市自殺対策推進会議において、自殺の実態や自殺対策の実施状況について必要な事項を検討し、自殺対策の円滑な推進を図ることができるよう、情報共有や関係部署との連携を図ります。
- 茨木市自殺対策ネットワーク連絡会において、様々な分野の関係機関・団体等の密接な連携と協力により、自殺対策の推進を図ります。
- 生きづらさや課題を抱える人に対し、関係課との連携を強化し、子ども・若者や障害者の自立支援、生活困窮に関する支援等の推進を図ります。
- 救急活動における傷病者情報は、十分な個人情報保護措置を講じた上、自殺リスクに関する情報は医療機関や警察との連携を図ります。

(2) 自殺対策に取組む民間団体との協働

- 自殺未遂者や自死遺族等を支援に取組む民間団体につなぐなど、民間団体と連携を図ります。

(3) 依存症対策

- 自殺の危険因子である依存症について、保健所や医療機関等と適切な連携を図ると共に、必要に応じて当事者団体と連携して支援します。
- 危険な薬品等について、厚生労働省等からの通知の周知を行うとともに、不適切な使用についての啓発に努めます。

基本目標2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる**施策（1）市民のこころの健康づくりを推進する（【重点施策3】）**

市民一人ひとりがこころの健康を保つため、自分の心理的負担（ストレス）に気づき、対処法に関する正しい知識を持ち、ストレスとうまく付き合うことができるよう、ストレスへの適切な対応についての啓発、ストレス要因の軽減につながる環境整備、相談窓口の整備などを通じ、市民のこころの健康づくりを推進します。

【主な取組】**（1）こころの健康の保持・増進**

- 市広報誌やホームページ等を活用し、こころの健康づくりに関する正しい知識についての普及・啓発に努めます。
- ストレス等から起こる様々な疾病やこころの病気の予防について、周知・啓発を行います。
- 大規模災害等の発生時、被災者や要配慮者等のこころのケアを行い、安全・安心な生活が送れるように必要な備えの対策を行います。

（2）ワーク・ライフ・バランスの推進

- 職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、ワーク・ライフ・バランス⁶の考え方のもと、勤務問題による自殺リスクを減少させる取組を行います。
- こころの悩みや不安、ストレスがある労働者や経営者に対して、メンタルヘルスに関する周知・啓発に努めます。

⁶ ワーク・ライフ・バランス

平成19年（2007年）に内閣府が定めた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」によると、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定められています。

基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる

施策（1）自殺対策に関わる人材の育成を推進する（【重点施策4】）

様々な分野の人に対して研修等を実施し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー⁷」の役割を担う人材の育成を推進します。

また、様々な相談窓口の担当者等が、自殺を考えている人に寄り添い、適切な対応を行うことができるような取組を推進します。

【主な取組】

（1）自殺対策に関わる職員の資質の向上

- 精神保健、福祉、介護関係職員や市職員等で自殺対策に関わる人に対して、自殺の危険因子の一つであるうつ病等の精神疾患についての理解を促す取組を行います。
- 自殺未遂者や自死遺族への適切な対応力向上を図るため、支援についての理解を深める取組を行います。

（2）地域におけるゲートキーパー養成の取組

- 地域における発見・相談・見守り体制である健康福祉セーフティネット等と連携して、自殺予防のための適切な対応が行えるような取組を実施します。
- ゲートキーパーとしての役割が期待される地域住民等に対して、自殺予防に関する情報提供等を行うことにより、適切な対応が図れるような取組を実施します。

⁷ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人の事で、「命の番人」とも位置付けられる。平成19年（2007年）6月8日閣議決定し策定された自殺総合対策大綱に重点施策の一つとして掲げられた。

基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

施策（1）子ども・若者の自殺対策を推進する（【重点施策5】）

自殺者数は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増減が大きい傾向にあり、また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、大きな課題であると言えます。

若年層の自殺対策について、子どもや若者が自殺に追い込まれることのないよう、関係機関が連携し、きめ細かな取組を推進します。

また、コロナ禍や不安定な社会経済情勢において顕在化した女性特有の課題を踏まえた取組の推進が必要です。

【主な取組】

- (1) 教職員に対する普及啓発、研修の実施
 - こころの病気やストレスへの対処法などの自殺予防や、関係機関と連携した支援を実施します。
- (2) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備
 - いじめや友人関係等の悩みのある子どもたちが安心して相談できるようスクールソーシャルワーカー等の配置を行い、相談体制の充実を図ります。
- (3) 学校等関係機関と連携した自殺対策
 - 子ども・若者に関わる関係機関と、若者の自殺の状況や課題を共有するなど、関係機関と連携した自殺対策を実施します。
- (4) 若年層への相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信
 - 若者のこころの特徴についての理解や支援に必要な視点の向上を図ります。
 - 支援を必要としている人が、適切な支援情報を得ることができるよう、様々なコミュニケーションツール等を活用した情報発信に努めます。
- (5) 若者に対する就労支援
 - 地域の関係機関と連携し、若年無業者等の職業的自立を継続的・包括的に支援します。
- (6) 女性への相談支援
 - メンタルヘルスに不調がある妊産婦や、思いがけない妊娠に悩む人に対し、正しい情報の提供を含め、産前・産後を通じた相談体制の充実を図ります。
 - 配偶者等からの暴力の相談体制の充実を図ります。

基本目標5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる**施策（1）地域レベルの実践的な取組みを推進する（【重点施策6】）**

厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」や、いのち支える自殺対策推進センターから提供される「地域自殺対策政策パッケージ」や「地域自殺実態プロフィール」等の調査・分析結果に基づき、地域における自殺対策の実践的な取組を推進します。

【主な取組】

- (1) 地域におけるネットワーク構築
 - 各機関の調査・分析結果を基に、地域の実情に応じた様々な分野のネットワークや関係機関・団体等との連携と協力により、自殺対策の推進を図ります。
- (2) 地区保健福祉センターにおける情報提供
 - 地域の専門相談支援機関に対して、市の自殺の状況・課題等の共有を図ります。

施策（2）市民一人ひとりの気付きと見守りを促す（【重点施策7】）

市民一人ひとりが、自殺は「誰にでも起こり得る危機」であることについて理解し、身近にいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気付き、見守ることができるよう、自殺対策に関する普及啓発を推進します。

【主な取組】

- (1) 自殺に関する正しい知識の普及啓発
 - 市広報誌やホームページ等を活用して、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及啓発を行います。
 - 自殺報道に影響されるウェルテル効果や、惨事報道のこころの健康への影響について市ホームページ等により正しい知識の普及啓発を行います。
- (2) 精神疾患等に関する理解の促進
 - うつ病等の早期発見・早期対応のため、市ホームページ等により、うつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を行います。
 - 依存症等の精神疾患の正しい理解の促進を図ります
- (3) 自殺予防週間と自殺対策強化月間における普及啓発の強化
 - 市広報誌やホームページ等により、自殺予防に関する啓発や相談窓口等についての周知を重点的に実施します。

- 市全域において、自殺対策の重要性に関する理解と関心が深まるよう、自殺対策ネットワーク連絡会関係機関等に対して、各種相談支援及び啓発事業等の積極的な取組みを図ります。

基本目標6 持続可能な社会保障を推進する

施策（1）精神保健医療サービスを推進する（【重点施策8】）

自殺の危険性の高い人の早期把握に努め、必要に応じて精神科医療につなげられるよう、また、背景にある様々な問題に対して包括的に対応できるよう、関係機関等の連携を高めるとともに、必要な相談支援等の取組を推進します。

【主な取組】

- (1) 精神疾患等によるハイリスク対策
 - 精神疾患等により自殺の危険性が高い人に対し、保健所や医療機関等との連携強化を図ります。
- (2) 精神科医療情報の周知
 - 医療機関についての情報の周知を図ります。
- (3) 地域におけるネットワーク構築
 - 精神保健福祉相談員等を配置し、相談支援体制の充実を図るとともに、各施策の連動性の向上に努めます。
 - 精神保健の課題が潜在化している人が、適切な支援につながるよう既存の相談支援体制との連携に努めます。

3 基本施策

（1） 地域におけるネットワークの強化

自殺対策推進の基盤となるのが、地域におけるネットワークです。自殺対策に特化したものだけではなく、地域に構築・展開されているあらゆるネットワーク等との連携を強化します。

取 組	内 容
庁内における推進体制の充実	<p>○自殺対策推進会議において、様々な問題を抱えた人や家族等に対し、支援を多角的に行うことができるように、情報共有や関係課との連携を図ります。</p> <p>（保健医療課）</p>
関係機関との連携	<p>○自殺対策ネットワーク連絡会において、庁内外の関係機関が支援を多角的に行うことができるように情報共有を図り、自殺対策の推進について検討します。</p> <p>（保健医療課）</p> <p>○救急活動における傷病者情報は、十分な個人情報保護措置を講じた上、自殺リスクに関する部分は医療機関や警察との連携を図ります。</p> <p>（救急救助課）</p>
特定の問題に関する連携・ネットワークの強化	<p>○生きづらさや課題を抱える市民に対し、関係課との連携を強化し、子ども・若者や障害者の自立支援、生活困窮に関する支援等の推進を図ります。</p> <p>（相談支援課、生活福祉課、障害福祉課、こども政策課、子育て支援課）</p>

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策は様々な分野の専門家や関係者だけでなく、市民も地域で自殺対策を支える重要な役割を担っています。そのため、ゲートキーパー^{*}の養成を兼ねた研修等を実施し、自殺対策を支える担い手、支え手となる人材を育成します。

取 組	内 容
ゲートキーパーの養成	○市民に対して、身近な人の異変に気づき、話を聞き、見守り、専門機関につなぐことができるように、ゲートキーパー養成講座を実施します。 (保健医療課) ○教育・福祉等関係職員に対して、ゲートキーパー養成講座を実施します。 (保健医療課) ○事業者、各種団体に対して、ゲートキーパー養成講座を実施します。 (保健医療課)
職員研修の実施	○自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援につなげるため、窓口や電話等に対応を行う職員に対し、研修を実施します。 (人事課)

^{*} ゲートキーパー：

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「命の番人」とも位置付けられる。

(3) 市民への啓発と周知

自殺対策の体制が整っていても、市民への周知が不足していれば適切な支援を行うことができません。そのため、様々な機会を通じて相談機関等に関する情報提供を行うとともに、自殺対策への理解と関心を深められるように、講演会の開催、自殺予防週間[※]や自殺対策強化月間[※]での重点的な啓発等を実施します。

取組	内容
自殺に対する正しい知識の普及啓発	○広報誌やホームページ等を活用し、こころの健康に関する正しい知識についての普及・啓発に努めます。 (まち魅力発信課、保健医療課) ○自殺予防週間や自殺対策強化月間に、重点的な啓発活動を行います。 (人権・男女共生課、保健医療課)
相談窓口の周知	○悩みや不安を抱える人が気軽に相談できるように、こころの相談室や保健所等のこころの相談窓口について、広報誌やホームページ、チラシ等で情報を発信します。 (保健医療課)
講演会等の実施	○大学をはじめ様々な関係機関と連携して、こころの健康に関する講座や啓発イベントを実施します。 (人権・男女共生課、保健医療課、大阪府) ○自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ、依存症等について、理解を深められるように講演会等を実施します。 (人権・男女共生課、地域福祉課、相談支援課、生活福祉課、こども政策課、子育て支援課、大阪府)

※ 自殺予防週間：

自殺対策基本法において、9月10日から9月16日までを「自殺予防週間」と位置付けた。国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開する事業を実施するよう努めるものとされている。

※ 自殺対策強化月間：

自殺対策基本法において、3月を「自殺対策強化月間」と位置付けた。重点的な広報活動の推進等、当事者が支援を求めやすい環境を作るための「生きる支援」として展開することとされている。

(4) 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回った時、自殺に追い込まれる危険性が高まるとされています。そのため、「生きることの促進要因」の強化につながるような、様々な取組を推進します。

取組	内容
自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援	<p>○乳幼児をもつ親子を対象にしたつどいの広場や高齢者を対象としたサロン[※]、子ども・若者とその保護者を対象としたユースプラザ[※]等、地域において市民が集い、交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について相談できる場を提供します。</p> <p>(地域福祉課、相談支援課、保健医療課、長寿介護課、こども政策課、子育て支援課)</p> <p>○電話や面接等で、こころの健康に関する相談を実施し、必要な支援につなげます。</p> <p>(保健医療課、大阪府)</p> <p>○DV[※]やハラスメント[※]等について、悩んでいる人が安心して相談できる場の情報提供や、その人への支援ができるように、ゲートキーパーの養成等を行います。</p> <p>(人権・男女共生課、保健医療課)</p>
妊産婦への支援の充実	<p>○妊娠・出産・育児に関する相談を行い、産後うつ[※]等の予防やその対応について支援を行います。</p> <p>(保健医療課)</p> <p>○地域において安全・安心に子育てができるように、切れ目のない支援の強化を図ります。</p> <p>(保健医療課、子育て支援課)</p> <p>○妊産婦については、必要に応じて様々な関係機関と情報を共有し、早期に支援へつなげます。</p> <p>(保健医療課、大阪府)</p>

※ サロン：

地域において、交流・健康づくり・子育てなどを目的として、気軽に集まるための場。

※ ユースプラザ：

中学生から概ね39歳までの若者が、様々な経験や交流ができる居場所と相談窓口を備える。

※ DV：

ドメスティック・バイオレンス。配偶者やパートナー等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいう。

※ ハラスメント：

他者に対する発言・行動等が、本人の意思とは関係なく、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与える、脅威を与えることを示す。パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等がある。

※ 産後うつ：

出産後の女性に現れる抑うつ状態や情緒不安定な状態が、長引き、治療を必要とするもの。

取 組	内 容
自殺未遂者への支援	<p>○自殺未遂者等の自殺ハイリスク者及びその家族等からの相談を受け、継続的な支援を行うとともに、医療機関等と連携し、自殺の再発防止に努めます。</p> <p>(大阪府)</p>
遺された人への支援	<p>○NPO団体等、民間団体の相談や支援機関の周知に努めます。</p> <p>(まち魅力発信課、保健医療課)</p> <p>○継続的な支援につながるように、情報共有や関係機関との連携を図ります。</p> <p>(関係各課、大阪府)</p>

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策「子ども・若者に関わる自殺対策の推進」で取り組みます。(P28参照)

4 重点施策

(1) 勤務問題に関わる自殺対策の推進

ワーク・ライフ・バランス[※]の考え方のもと、勤務問題による自殺リスクを減少させるために、健康に働き続けられる職場環境づくりを促進し、企業や民間団体と連携しながら重点的に対策を行います。

取組	内容
勤務問題による自殺リスクの軽減	<p>○ワーク・ライフ・バランスの大切さについて広く周知・啓発に努めます。 (人事課、まち魅力発信課、商工労政課)</p> <p>○心身の健康を保つために、適度な運動や良質な睡眠をとることができるように、市民の健康づくりと連携した取組を行います。 (保健医療課)</p> <p>○市内の事業所を対象に認定制度を設け、ワーク・ライフ・バランスの推進や社内環境整備に向けた取組を実施します。 (商工労政課)</p>
職場におけるメンタルヘルス対策	<p>○ストレスの要因となる心理的な負担等を把握するために、ストレスチェックを実施し、高ストレス者に対して支援を行います。 (人事課)</p> <p>○メンタルヘルス[※]に関する研修を行い、職場における身近な理解者を増やします。 (人事課)</p> <p>○長時間労働に対する指導や対応の実施、ハラスメントのない職場づくりを実現するために、労働者や経営者に対して、啓発資料の配布やセミナー等を開催します。 (人事課、商工労政課)</p> <p>○市内事業所等に対して、働きやすい職場づくりを促進するために、メンタルヘルスやワーク・ライフ・バランスの周知・啓発に努めます。 (商工労政課)</p>

[※] ワーク・ライフ・バランス：

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、若年期、中高年期といった人生の各階段に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

[※] メンタルヘルス：

精神面における健康のこと。精神的健康、こころの健康、精神保健、精神衛生などと称される。

取 組	内 容
職場におけるメンタルヘルス対策	<p>○教職員の業務負担を軽減するために、小中学校に非常勤職員の配置、スクールカウンセラー※の派遣を通じた、児童・生徒の育成体制の強化や、地域の人材を活用した部活動の推進等に努めます。</p> <p>(学校教育推進課)</p> <p>○教職員のキャリアステージに応じて、こころの病気やストレスへの対処法など自殺予防や関係機関と連携した自殺企図者への支援等について、資質向上のための研修の充実を図ります。</p> <p>(大阪府)</p>

※ スクールカウンセラー：

いじめや暴力行為などの問題行動や不登校に対応するとともに、事件・事故及び災害などの被害者である児童生徒等の心のケアに資するよう学校に配置される専門職。

(2) 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、家族との死別や離別、病気をきっかけに孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まるおそれもあるため、高齢者とその支援者が生きがいを感じられる地域づくりを進めます。

取組	内容
高齢者の居場所づくり	<p>○仲間づくりや健康保持など地域における自立した生活を支えられるように、コミュニティデイハウス[※]事業等の整備を図ります。 (長寿介護課)</p> <p>○いきいき交流広場[※]の新規拡充を図り、高齢者の閉じこもり対策や介護予防の取組を行います。 (地域福祉課)</p> <p>○大規模災害時に、要配慮者が避難所等で安全・安心な生活を確保できるように支援します。 (危機管理課、市民生活相談課、地域福祉課、相談支援課、保健医療課、長寿介護課)</p>
高齢者の社会参加の促進	<p>○高齢者活動支援センター[※]を中心に、高齢者の就労支援や社会参加、活躍の場を提供します。 (地域福祉課、長寿介護課)</p> <p>○多世代交流センター[※]をはじめとした、各種団体が行う子どもとの交流など、世代間交流の活動に取り組みます。 (地域福祉課、長寿介護課、こども政策課、子育て支援課)</p>
介護者への支援	<p>○介護による負担を軽減できるように、必要なサービスの利用につなげます。 (相談支援課、障害福祉課、長寿介護課)</p> <p>○地域住民も含めた、声かけ・見守りを行います。 (地域福祉課)</p>

※ コミュニティデイハウス：

住民が運営主体となり、高齢者の居場所づくりや自立生活の支援、介護予防などを行う施設。

※ いきいき交流広場：

老人クラブ等が運営主体となり、60歳以上を対象に、趣味活動や介護予防講座などを実施している地域における身近な居場所。

※ 高齢者活動支援センター：

60歳以上の個人又は団体を対象とし、社会参加や社会貢献に意欲ある高齢者の支援及び趣味などを通じての仲間づくりが行える憩いの施設。

※ 多世代交流センター：

地域の交流、活動の場として高齢者及び子ども世代が利用できる施設。

取 組	内 容
支援者の気づき力を高める	<p>○認知症サポーター[※]養成講座等によって、うつや認知症に関する知識を深めます。 （相談支援課）</p> <p>○関係機関の職員や家族等がゲートキーパーとして適切な関わりや役割が担えるように支援します。 （保健医療課、長寿介護課）</p>
相談体制の充実	<p>○高齢者の複雑、多様化する相談に対して、地域包括支援センター[※]等、身近な場所における相談体制を充実し、必要に応じて医療機関や専門機関へつなげます。 （市民生活相談課、地域福祉課、相談支援課、生活福祉課、障害福祉課、保健医療課、長寿介護課）</p>
関係機関との連携	<p>○うつや認知症などの高齢者を早期発見・早期対応できるように、認知症サポーターや認知症初期集中支援チーム[※]等関係機関等と連携し取り組みます。 （相談支援課）</p> <p>○地域での見守りが必要な高齢者やその家族に対して、民生委員、地域包括支援センターなど関係機関と課題を共有し、包括的・継続的な支援を行います。 （地域福祉課、相談支援課）</p> <p>○高齢者虐待については、警察や保健所など関係機関と連携し、虐待の解消及び深刻化を防止するための支援を行います。 （相談支援課、大阪府）</p>

※ 認知症サポーター：

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人や介護者等に対してできる範囲で手助けをする「応援者」。

※ 地域包括支援センター：

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する高齢者の総合相談窓口。

※ 認知症初期集中支援チーム：

認知症の早期発見・早期対応のために、保健師や社会福祉士等が訪問を行い、認知症の人（疑いのある人）とその家族の支援を行うチーム。

(3) 生活困窮者支援と自殺対策の連動

自殺リスクの高い、生きづらさや課題を抱える生活困窮者に対して、関係機関が連携して支援を提供するための体制を整えます。

取組	内容
<p>生きることの包括的支援</p>	<p>○生活困窮者自立相談支援機関[※]（くらしサポートセンター『あすてっぷ茨木』）等において、生活困窮者を早期に発見し、支援につなげます。 （相談支援課）</p> <p>○生活保護制度をはじめ生活困窮者への様々な支援事業を通じて、安定した生活を営むことができるように支援します。 （生活福祉課）</p> <p>○生活に複雑な課題を抱える人に対して、課題解決や自立に向けて対処できるように、個々の状況に応じた柔軟な支援を行います。 （相談支援課、生活福祉課）</p> <p>○生活困窮者の子どもに対して、学習・生活支援事業等を実施し、子どもが夢と希望をもち社会で生きていく力を育みます。 （相談支援課、こども政策課）</p>
<p>就労支援</p>	<p>○就労に課題を抱える生活困窮者等に対して、民間事業者の取組である就労訓練や市内での職場実習、スマイルオフィス[※]等、就労への意欲を高め、就労につながるように支援します。 （相談支援課、障害福祉課）</p>
<p>相談体制の充実</p>	<p>○生活で困ったときに相談できる、生活困窮者自立相談支援機関（くらしサポートセンター『あすてっぷ茨木』）、いのち・愛・ゆめセンター、消費生活センターなど市の相談機関を活用するとともに、公共職業安定所（ハローワーク）[※]、社会福祉協議会など各支援機関との連携により、相談体制の充実を図ります。 （市民生活相談課、人権・男女共生課、相談支援課）</p> <p>○生活困窮者が多様な問題を複合的に抱えていることを理解し、対象者の特性に応じた柔軟な支援に努めます。 （相談支援課、生活福祉課）</p>

[※] 生活困窮者自立相談支援機関：

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを目指し、包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等も支援する機関。

[※] スマイルオフィス：

市が障害者や生活困窮者等を直接短期間雇用し、就労支援を行い、一般就労につなげる取組。

[※] 公共職業安定所（ハローワーク）：

求人募集や求職の相談支援など雇用に関する総合的な行政サービスを行う公的機関。

取 組	内 容
関係機関との連携	<p>○生活困窮者等への支援を総合的かつ効果的に実施するために、税・保険料等の債権担当窓口、子育て・人権・教育などの相談窓口等、関係課と連携し、全庁的に取組を推進します。</p> <p>（関係各課）</p> <p>○フードバンク※などの民間の生活困窮者支援の関係団体や、電気・ガス・水道などのライフライン事業者との連携を図り、効果的な事業の実施を検討します。</p> <p>（相談支援課）</p>

※ フードバンク：

食品企業の製造工程で発生する規格外品や、家庭で不要になった食品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体や活動。

(4) 子ども・若者に関わる自殺対策の推進

子ども・若者に対する自殺対策は、将来の自殺リスクを低減させることにもつながります。誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指す上で、きわめて重要となるため、学校における教育の充実や、気軽に相談できる体制を整備します。

取組	内容
SOSの出し方に関する教育の実施	<p>○困っていることを友達や身近な大人に伝えることができるように、SOSの出し方に関する教育の実施に向けた環境づくりに努めます。</p> <p>(学校教育推進課)</p> <p>○親や身近な大人がSOSを受け止められるように、学校や教育センター、子ども家庭センター*など地域の関係機関が連携して、保護者等への支援や相談体制の強化を図ります。</p> <p>(子育て支援課、社会教育振興課、教育センター)</p>
子ども・若者の居場所づくり	<p>○放課後子ども教室**等、子どもが安心できる環境を整えます。</p> <p>(こども政策課、保育幼稚園総務課、社会教育振興課、学童保育課、教育センター)</p> <p>○こども食堂**等、地域における居場所づくりを継続運営・拡充できるように支援します。</p> <p>(こども政策課、子育て支援課)</p> <p>○子ども・若者に対して、ユースプラザなどにおいて、居場所づくりや社会経験の場を提供します。</p> <p>(こども政策課)</p>
児童・生徒等のごころのケアの充実	<p>○児童・生徒や若者とその保護者が気軽に相談できるように、支援者の理解の促進と支援体制の強化を図ります。</p> <p>(相談支援課、保健医療課、こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、学童保育課、学務課、社会教育振興課、学校教育推進課、教育センター)</p>

* 子ども家庭センター：

18歳未満の子どもに関わる様々な相談を受け、支援(助言・指導・里親委託・養子縁組・施設入所など)を行う機関。

** 放課後等子ども教室：

放課後や週末等に小学校の教室等を活用した、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)。

** こども食堂：

地域で子どもに家庭的な雰囲気のある食事、学習、交流の場を安価で提供する取組。

取 組	内 容
児童・生徒等のごころのケアの充実	<p>○いじめを発見した場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー[※]等の専門職を活用するとともに、教育委員会・警察・子ども家庭センター等と連携し、適切な措置・対策を講じます。 (学校教育推進課)</p> <p>○不登校については、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。 (学校教育推進課、教育センター)</p> <p>○災害時等においても、日常の相談事業を活用し、児童・生徒等のごころの安定を図るために、サポート体制を充実します。 (相談支援課、保健医療課、こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、学務課、社会教育振興課、学校教育推進課、教育センター)</p>
大学との連携	<p>○市内大学との連携を図り、学生に対してごころの健康づくりに関する取組を行います。 (保健医療課)</p> <p>○学生が気軽に相談できるように、相談機関の周知に努めます。 (保健医療課)</p> <p>○大学職員に対して、ゲートキーパー養成講座等を実施します。 (保健医療課)</p> <p>○自殺対策ネットワーク連絡会において、大学生に対する効果的な支援方法を検討します。 (保健医療課)</p>
関係機関との連携	<p>○不登校やひきこもりなど生きづらさを抱える子ども・若者、特別な配慮が必要な児童・生徒に対して、教育センター、子ども・若者自立支援センター[※]、子ども家庭センター、医療機関等、関係機関との連携を通じて、継続的な支援を行います。 (相談支援課、保健医療課、こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、学童保育課、学務課、社会教育振興課、学校教育推進課、教育センター)</p>

※ スクールソーシャルワーカー：

不登校や家庭における保護者や子どもが抱える問題に対して、専門的な視点に立ち活動するよう学校に配置される専門職。

※ 子ども・若者自立支援センター：

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、相談支援を行う専門機関。